

社会福祉法人下伊那社会福祉会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和4年3月1日～令和7年3月31日

【目標】 男性の育児休業取得率を30%以上とする

【実施時期・取組内容】

令和4年 7月 職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識を啓発するための研修を行う。

令和4年10月 法人全体の管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

令和5年 2月 職員が働きやすい職場であるために課題となっている事項を法人全体で共有するシステムをつくる。

計画期間中に配偶者が出産した男性職員を対象に育児支援制度利用意向を確認する。制度の利用意向有の場合は、所属部署の上司と施設長が連携して部署全体の業務配分、業務体制について見直し・調整を行う。